

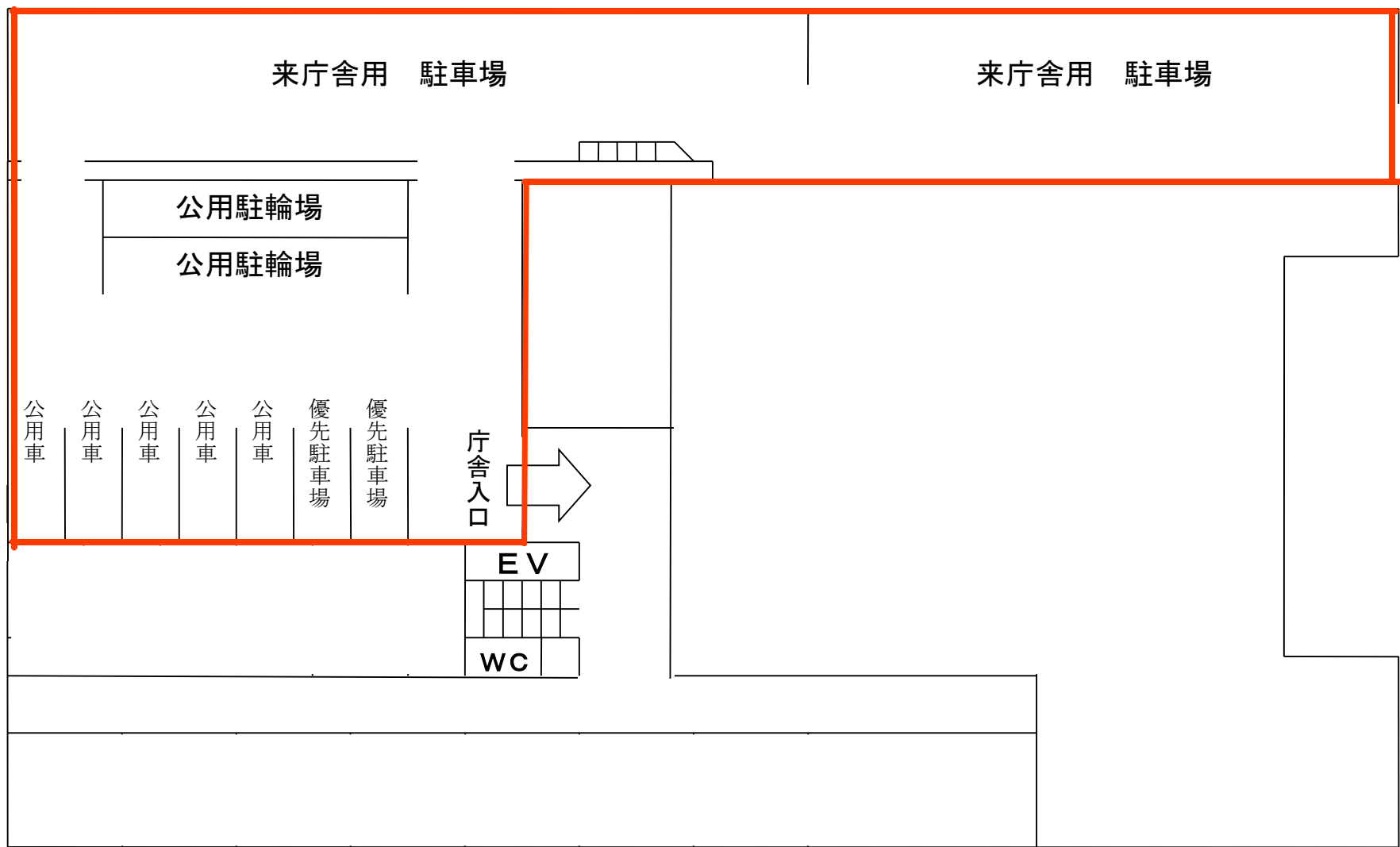
# 仕 様 書

京都市伏見区役所醍醐支所  
地域力推進室総務・防災担当

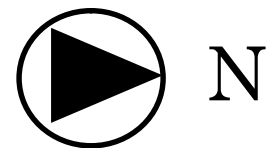
(担当 安田 電話 571-6105)

件 名	京都市醍醐総合庁舎セアカゴケグモ及び屋上害虫防除業務委託
契 約 期 間	令和8年7月25日 ～ 令和8年3月31日
契 約 条 件	<p>1 本業務は、京都市契約事務規則、関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に施行すること。</p> <p>2 本業務の受託者は、労働基準法及び労働安全衛生法を遵守のうえ施行すること。</p> <p>3 目的 本業務は、庁舎屋外及び屋上におけるセアカゴケグモの防除、及び屋上におけるゴキブリ等害虫の防除を行い、庁舎の衛生的環境を確保するために実施する。</p> <p>4 履行場所 京都市醍醐総合庁舎（醍醐消防分署は除く） （京都市伏見区醍醐大構町28）</p> <p>5 作業実施場所 セアカゴケグモ防除：1階駐車場、2階正面玄関付近（屋外）、屋上 ゴキブリ等害虫駆除：屋上付近 （別紙「庁舎図」参照。）</p> <p>6 作業内容 (1) セアカゴケグモの発生状況調査及び防除： ○状況調査：年1回、指定範囲全域において生息・営巣状況を調査すること。潜伏しやすい場所（排水溝周辺、室外機基礎、配管周辺等）を重点的に確認すること。 ○防 除：調査結果に基づき、年1回、薬剤散布を実施すること。指定範囲のうち営巣・潜伏しやすい箇所へ、セアカゴケグモの幼体・成体に対して効果的な薬剤を散布すること。 ○そ の 他：発見次第、速やかに、かつ安全に駆除・捕獲すること</p> <p>(2) ゴキブリ等害虫の発生状況調査及び防除（屋上付近のみ）： ○状況調査：年1回、作業に先立ち、屋上全域における発生状況、侵入経路、餌場となる箇所の有無について調査を実施すること。 ○防除作業：調査結果に基づき、年1回、。薬剤散布、捕獲器の設置等、状況に適した駆除方法を実施すること。 ○そ の 他：設置した捕獲器等は回収すること。</p>

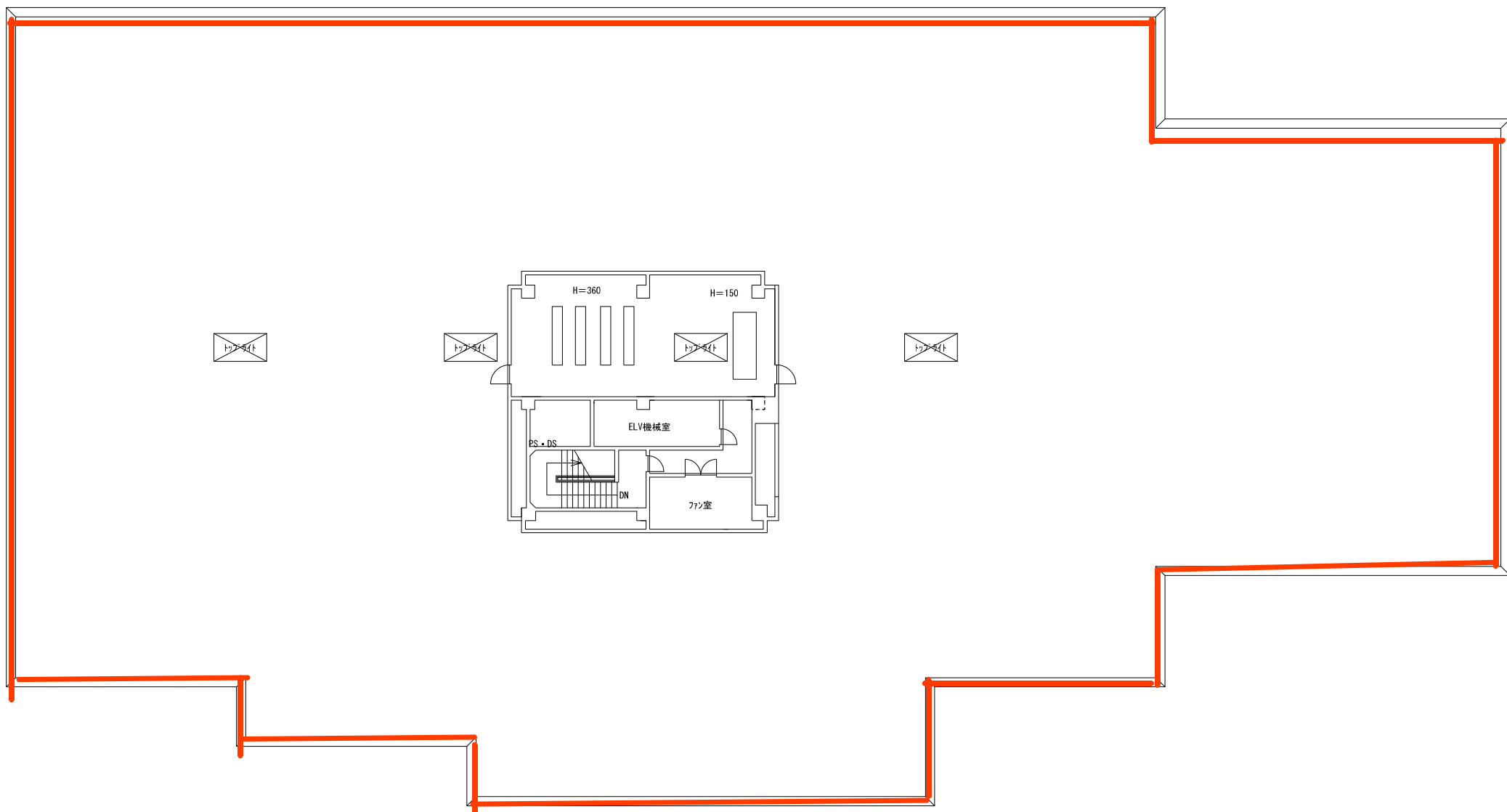
<p>契 約 条 件</p>	<p>(3) 害虫等の防除作業に使用する殺虫剤は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。  使用薬剤については、必要に応じ製品の安全性を証明する書類を監督職員に提出すること。</p> <p>(4) 死骸、薬剤及び防除作業による汚れについては、受託者の責めにより原状回復すること。</p> <p>7 実施時期等  年1回の作業は、夏季（7～8月中）に行うこととし、詳細な日程は、事前に監督職員と十分調整すること。  また、作業は、原則として土曜日、日曜日及び祝日の9時00分から17時00分の間で実施すること。</p> <p>8 委託料の支払  調査結果報告書及び防除作業完了報告書の提出により履行が確認できた分の委託料を支払う。</p> <p>9 その他  (1) 本件に委託業務に必要な資材等は、全て受託者の負担とする。  (2) この仕様書によるもののほか、疑義が生じたときは、双方が協議して決めるものとする。  (3) 受託者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法第12条の2第1項第7号による「建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業」の登録証明書（写し）を提出すること。</p>
----------------	---



醍醐総合庁舎（1階）







屋上平面図(改修) SCALE 1:200